

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年7月4日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第37号

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和57年墨田区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第2条に定める」を「別表に掲げる」に改め、同条第2号中「第15条に定める」を「別表第5に掲げる有料施設のうち」に改め、同条第3号中「第4条に定める」を「別表に掲げる施設のうち」に、「施設」を「もの」に改め、同号アからウまでの規定中「以下」を「別表第2において」に改める。

第2条中「第23条まで」の次に「において」を加える。

第16条第3項第2号中「発揮」の次に「することが」を加える。

別表第1 1貸切りの場合の部外手集会所の項を削る。

付 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。